

平成 21 年度コミュニティ助成事業実施要綱

平成 20 年 9 月

財団法人 自治総合センター

平成21年度コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、この要綱の定めるコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) 緑化推進コミュニティ助成事業
- (3) 自主防災組織育成助成事業
- (4) コミュニティセンター助成事業
- (5) 青少年健全育成助成事業

2. 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。
- (3) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの。

なお、整備後の施設又は設備は、当該地区の住民のコミュニティ組織、又は自主防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい。

3. 事業別採択基準は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

ア. この事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業とする。

イ. 事業実施主体は、市（区）町村、コミュニティ組織（自治会・町内会等）又はコミュニティ組織の連合体とする。

採択にあたっては、できる限りコミュニティ組織を優先するものとする。

ウ. 助成対象事業は、原則として別表第1（参考例）に示すような施設又は設備の整備に関する事業とする。

(2) 緑化推進コミュニティ助成事業

ア. この事業は、コミュニティ組織による植樹・植栽又はその維持管理を中心とした緑化推進活動を通じて、地域住民のコミュニティ意識の醸成が図られるものとする。

イ. 事業実施主体は、市（区）町村、コミュニティ組織（自治会・町内会等）又はコミュニティ組織の連合体とする。

採択にあたっては、できる限りコミュニティ組織を優先するものとする。

ウ. 助成対象事業は、広場、公園、児童遊園等のコミュニティ施設又はその周辺における植樹・植栽や主としてコミュニティ組織が行う緑地帯、花壇等の造成、フラワーポットの整備及び緑化の推進に要する苗木、種子の購入、用具等の整備であるが、特に植樹を優先するものとする。

なお、市（区）町村が事業実施主体となる場合は、事業実施後の維持管理はコミュニティ組織が行うものとする。

(3) 自主防災組織育成助成事業

ア. この事業は、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織（自主防災組織）、婦人防火クラブ又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものを対象とする。

イ. 事業実施主体は、市（区）町村、自主防災組織及び婦人防火クラブ又はその連合体とする。

ウ. 助成対象事業は、自主防災組織、婦人防火クラブ又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業（市（区）町村が自主防災組織に支給又は貸与するために実施する事業を含む。）及び地域防災スクールモデル事業の選定を受けた事業とする。

エ. 施設及び設備の整備に関する事業は、別表第2（参考例）に示すようなものとする。

オ. この事業の申請にあたっては、消防防災主管課とコミュニティ担当課で調整を図るものとする。

なお、別記様式第2号の作成に当たっては、次の事項を参考とするものとする。

① 自主防災組織の活動状況。

② 自主防災組織に関する事項について、当該市（区）町村の地域防災計画への記載の有無及び予定。

③ 当該市（区）町村における自主防災組織の育成指導の積極性。

④ 地域に係る災害の態様、既存施設の整備状況等に応じた当該自主防災組織にかかる助成対象の施設又は設備の適切な選択。

カ. 申請件数は、1都道府県あたり本実施要綱（第4 助成金、3. 自主防災組織育成助成事業）のア、イ、ウ、エの区分毎に次によるものとする。

① 区分（ア）…原則として3団体以内

② 区分（イ）…原則として4団体以内

③ 区分（ウ）…原則として4団体以内

④ 区分（エ）…原則として6団体以内

（4）コミュニティセンター助成事業

ア. この事業は、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備を対象とする。

イ. 事業実施主体は、市（区）町村、コミュニティ組織（自治会・町内会等）又はコミュニティ組織の連合体とする。

ウ. 助成対象事業は、次の基準に適合するものとする。

① 当該地区のコミュニティ活動推進のために必要な施設とする。

② 当該地区住民の協力の下に、コミュニティに関する計画等に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備とする。

エ. 助成対象事業は、以下の2つとする。

①コミュニティセンターの新築工事費

建設本体工事費、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計管理委託費とする。土地の取得費、土地の造成費、解体費及び外構工事費（犬走りを含む）は対象外とする。

なお、施設の内容を参考までに例示すれば別表第3（参考例）のとおりである。

②コミュニティセンターの大規模修繕費

対象は、躯体本体およびその付帯設備（電気、空調、給排水等）とする。

（ただし、コミュニティ組織自身が当該コミュニティセンターの所有者として「保存登記」済であること。）

オ. 別記様式第2号の作成の際は、次の事項を参考とするものとする。

① 市（区）町村及びコミュニティ地区住民のコミュニティづくりの意欲度及びコミュニティ活動状況。

② 当該地区住民の協力に基づき十分な討議を得た特色あるコミュニティに関する計画等及び同計画に基づく当該コミュニティセンターの建設整備。

③ 当該コミュニティセンターの住民の基礎的な日常生活の圏域との一体性。

（例えば、小学校通学区域程度の住民の利用に供される規模の施設が望ましい。）

④ 当該施設の管理状況。（コミュニティの住民組織が行うか又はその参加によって行われるのが望ましい。）

カ. 申請件数が3件以上ある場合、別記様式第2号における優先順位は、第3位までを表記するものとする。

（この事業の採択件数は、各都道府県において上限3件を原則としていることによる。）

(5) 青少年健全育成助成事業

ア. この事業は、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が参加する次のソフト事業を対象とし、採択にあたっては、親子参加型を優先するものとする。

ただし、別表第4にある「各種スポーツ・レクリエーション大会の開催」、「各種スポーツ教室」及び「各種スポーツ指導員の派遣及び巡回」については、野球及びバレーボールに関するものは、現在、自治総合センターが実施している「ドリームベースボール」及び「はつらつママさんバレーボール」との事業の重複を避けるため、及び、当センターの経費の効率的利用の観点から、青少年健全育成助成事業の対象としない。

- ① スポーツ・レクリエーション活動に関する事業
- ② 文化・学習活動に関する事業
- ③ その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業

イ. 事業実施主体は、都道府県、市（区）町村、コミュニティ組織（自治会・町内会等）又はコミュニティ組織の連合体とする。

ウ. 都道府県が実施する場合は、講演会・研修会の開催及びコミュニティリーダーの養成・研修に関する事業とする。

エ. 助成対象となる参考事業例は、別表第4（参考例）のとおりである。

第3 助成対象事業者

1. 市（区）町村

市（区）町村が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、市（区）町村が事業実施主体となることや、コミュニティ組織が助成対象事業者となるよりも、効率的となる場合とする。

2. コミュニティ組織

助成対象となるコミュニティ組織は、市（区）町村における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体とする。

したがって、特定目的のために組織された、宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は、除くものとする。

3. 自主防災組織

助成対象となる自主防災組織は、地域の自主防災組織及び婦人防火クラブ（消防団は除く。）又はその連合体とする。

4. 都道府県

助成対象となる都道府県は、青少年健全育成助成事業における講演会・研修会の開催及びコミュニティリーダーの養成・研修について、都道府県自ら実施する場合とする。

第4 助成金

助成金は、一件につき次の額で10万円単位とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円乃至250万円

2. 緑化推進コミュニティ助成事業

50万円乃至200万円

3. 自主防災組織育成助成事業

ア. 新設の自主防災組織（平成19年4月1日以降に新設されたもの）

30万円乃至200万円

イ. 既設の自主防災組織で過去に助成を受けていない組織

30万円乃至150万円

ウ. 地域防災スクールモデル事業の選定を受けた団体

30万円乃至250万円

エ. その他の自主防災組織（連合体を含む）及び市（区）町村が自主防災組織に支給又は貸与する事業

30万円乃至100万円

4. コミュニティセンター助成事業

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円を限度。

5. 青少年健全育成助成事業

30万円乃至100万円

第5 宝くじの普及広報

1. 本事業が、宝くじの普及広報費により助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に別に定める表示（宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照）を行うものとする。

なお、「表示に関する基本デザイン」の表示にかかる経費は助成対象とする。

*シールのデザインは、カラーで行い、モノクロでの表示は不可とする。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とする。

2. 市（区）町村の広報誌を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。ただし、広報誌を発行していない都道府縣市（区）町村については、別途協議するものとする。

第6 助成の申請手続

1. 市（区）町村長は、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に都道府県知事を経由して、助成申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。
2. 都道府県知事は、市（区）町村長から提出された申請書に関し、意見（別記様式第2号）及び助成申請概要一覧表（別記様式第2号の2）をつけて、理事長に提出するものとする。
3. 前2項において、都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の場合であっても、コミュニティ助成事業担当課を経由して提出するものとする。

第7 助成の決定

1. 理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長（都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の場合は除く）に通知するものとする。
3. 助成対象事業等について変更を生じる場合は、市（区）町村長は速やかにその理由を付して、都道府県知事経由で理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。

第8 助成金の交付

1. 市（区）町村長は助成対象事業が完了し、助成金の交付を受けたいときは、1か月以内に助成事業実績報告書（別記様式第3号）を都道府県知事を経由して、理事長に提出するものとする。
なお、都道府県が実施する青少年健全育成助成事業についても同様とする。
2. 理事長は、助成事業実績報告書を受領した後、交付すべき助成金の額を確定して、助成金を市（区）町村長に交付するとともに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
なお、都道府県が実施する青少年健全育成助成事業の助成金については、都道府県知事に交付する。
3. 市（区）町村は、助成対象事業者が地区住民のコミュニティ組織及び自主防災組織であっても、助成金は市（区）町村に交付されるので、必ず市（区）町村の予算に計上して処理するものとする。

(別表第1)

一般コミュニティ助成事業 参考例

※ 例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる
場合があるので、留意すること。(以下、別表2～4も同様)

| No. | 区分 | 施設又は設備 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 生活環境の清潔、静かさ、 美観の維持等 | 芝刈機、除雪機等 |
| 2 | 健康の管理・増進 | トレーニング用具、健康管理器具等 |
| 3 | 生活安全の確保の推進 | 防犯灯等 |
| 4 | お祭り、運動会、ピクニック その他コミュニティ行事 | 太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、 各種用具等 |
| 5 | 文化・学習活動 | 視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル 等 |
| 6 | 体育・レクリエーション活 動 | スポーツ用具、遊具、簡易倉庫・収納庫、照明施設、コ ミュニティ公園・広場等整備 |
| 7 | その他 | コミュニティ掲示板、屋外放送設備等 |

(別表第2)

自主防災組織育成助成事業 参考例

| No. | 区分 | 施設又は設備 |
|-----|---------|---|
| 1 | 情報連絡用 | 携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等 |
| 2 | 消火用 | 可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等 |
| 3 | 水防用 | 救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等 |
| 4 | 救出救護用 | AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等 |
| 5 | 給食給水用 | 給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等 |
| 6 | 避難所・避難用 | リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等 |
| 7 | 防災教育用 | 模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、住宅用火災警報器(訓練用)等 |
| 8 | その他 | 簡易資機材倉庫、除雪機等 |

(別表第3)

コミュニティセンター助成事業 参考例

| No. | 区分 | 施設又は設備 |
|-----|-------------|---|
| 1 | 福祉・健康管理 | 談話室、児童室、保育室、トレーニングルーム等 |
| 2 | 文化・学習活動 | 図書室、コミュニティ情報室、視聴覚室、講座室、実習室、サークル活動準備室、娯楽教養室、工作室、陶芸室等 |
| 3 | 体育・レクリエーション | レクリエーションルーム、ロッカールーム、シャワー室等 |
| 4 | その他 | 多目的ルーム等 |

(別表第4)

青少年健全育成助成事業 参考例

| 区分 | 事業の内容等 |
|------------|---|
| イベント等ソフト事業 | 野外活動の実施等 〔親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験・ハイキング・スターウォッチング等〕 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室 各種スポーツ指導員の派遣及び巡回 講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修 |